

費用及び便益の定量化がなされている推奨事例

参考資料4

法令名：古物営業法の一部を改正する法律案

府省名：警察庁

規制名：営業制限の見直し

規制区分：緩和

【古物を受け取ることができる場所】

	営業所	住所等	その他
現行	○	○	×
改正	○	○	○ (仮設店舗)

【課題】

催事場等で開催される古物の展示即売会等において古物の売買契約が成立した場合であっても、古物を受け取るためには、取引の相手方が営業所に赴く等の必要があり、古物の買取り機会が制約を受けている。

【原因】

盗品等の流入を防止する観点から、古物営業法に基づき、古物商に対し古物の受取りをする場所を制限している。

【課題解決の手段】

・規制緩和
(行政指導、補助金、啓発等の手段は考えられない)

【規制（改正）案の内容】

事前に公安委員会に日時・場所の届出をすれば、仮設店舗においても古物を受け取ることができることとする。

【遵守費用：届出に要する費用（事務手続費用）】

約2億840万円 = 33.81円 × 45分 × 13万7千件

労働単価：33.81円/分（民間給与等実態統計調査の年間平均給与422万円 ÷ (60分 × 8時間 × 5日 × 52週)）、届出に要する時間：45分、届出件数見込み：13万7千件

【行政費用：届出処理費用】

約1億9100万円 = 66.37円 × (20分 × 13万2300件 + 32分 × 4700件) + 79.44円 × 0.5分 × 13万7千件

労働単価：66.37円/分（地方交付税関係参考資料の職員給与単価828万円 ÷ (60分 × 8時間 × 5日 × 52週)）、79.44円/分（同資料の所属長級給与単価）、届出処理時間：20分（営業所所在公安委員会経由：32分）、届出件数見込み：13万7千件（経由：4700件）、所属長決裁時間：0.5分

【行政費用：警察職員が仮設店舗を監督する費用】

約180万円 = (66.37円 × 79分 + 79.44円 × 1分) × 340件

監督時間：79分、監督件数見込み：340件

【間接的影響】

盗品等の処分に仮設店舗が利用されるおそれ → 適切な監督によりその影響は限定的

【便益】

売り上げの増加
約62億円

業界団体の試算

【規制（改正）案の確定】

平成30年3月2日改正法案閣議決定、平成30年4月25日改正法公布

【事後評価】

施行から5年以内の適切な時期に、事後評価を実施する

その他部分的に定量化がなされている事例

<効果>

【経済産業省の事後評価：工場立地法の規制対象業種の見直し】

○規制の概要

一定の規模以上の製造業等に係る工場等に対して届出義務を課し、生産施設面積、植栽等の緑地面積、噴水・広場等の環境施設面積の敷地面積に対する割合等を規制しているところ、太陽光発電施設を届出対象施設から除外する規制緩和を行ったもの。

○効果の推計

効果要素	算定方法							
	H24	H25	H26	H27	H28	合計		
環境施設の維持管理費用の軽減	環境施設面積 (ha)	22	527	974	1,445	1,031	3,999	※環境施設面積の積算根拠 太陽光発電施設（1MW以上）の設備導入容量 ×1.5ha/MW×25%
行政機関の事務コスト軽減	届出軽減件数 (件)	39	774	1,286	1,740	1,220	5,059	※左は太陽光発電の設備導入件数（1MW以上）であり、規制緩和により届出が不要になったもの。